

別記様式（第5条第1項関係）

政務活動費収支報告書

令和4年3月31日

津山市議会議長 殿

津山市議会議員 河村 美典

津山市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、交付を受けた政務活動費について、下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務活動費の総額 600,003 円

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費 要請・陳情活動費	0 円	
研修費 会議費	0 円	
広報費	8,800 円	「ふるさと津山を考える会」ニュース 新聞折り込み料
広聴費	0 円	
資料作成費	0 円	
資料購入費	0 円	
人件費	0 円	
事務所費	0 円	
合 計	8,800 円	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残余

政務活動費の総額－支出の総額 591,203 円

(参考様式1)

(R3 年度)

費目別一覧表

費目名 3 広報費

年月日	支出内容	支出額	備考
R4. 3. 18	「ふるさと津山を考える会」ニュース、新聞折込み料	8,800円	
		円	
		円	
		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
合計		8,800円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	平成 4 年 3 月 18 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	8,800 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出	「ふるさと津山をつくる議員の会」ニュース、新聞折込み料 個人負担額 (総額) 79,200円÷9人=8,800円 『支払証明書』参照のこと
-----	---

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと)

様式第4号(第3条関係)

支 払 証 明 書

金 額 8,800 円

(内 訳)

支 払 日	令和 3 年 11 月 18 日
支 払 内 容	「ふるさと津山を考える議員の会」ニュース、新聞折込み料
支 払 先	名称 津山朝日新聞東部販売所 住所 津山市林田947-10
領収書等を徴することができない理由	新聞折込み料総額 79,200円を、本会の構成員である9人で均等に負担するもの。 領収書の原本は、本会の会計である秋久憲司議員の「支出伝票」に添付。

上記のとおり支払ったことを証明します。

令和 4 年 3 月 19 日

津山市議会議員 河村 美典



写

No. _____

領 収 証

心齋橋津山
考元石談道舎会計秋徳司様

金額	¥39600-		
----	---------	--	--

但 津山朝日新聞 3年10月 12000 (1枚3円)
1/30 紙税 ¥3600-
3年 11月 18日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)
税抜金額
消費税額(%)

津山朝日新聞 東部販売所
松本 克美
津山市林田9-10
TEL (0858) 22-6934
登録番号

GR1521

写

No. _____

領 収 証

心齋橋津山
考元石談道舎会計秋徳司様

金額	¥39600-		
----	---------	--	--

但 津山朝日新聞 3年11月 12000 (1枚3円)
1/30 紙税 ¥3600-
3年 11月 18日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)
税抜金額
消費税額(%)

津山朝日新聞 東部販売所
松本 克美
津山市林田9-10
TEL (0858) 22-6934
登録番号

GR1521

“ふるさと津山を考える議員の会” ニュース

(2021年9月29日発行)

私たちは、津山市民の皆さんと議員有志によって、いろんなことを話し合っていきたいと思っています。

市民集会・説明会など開催を、と準備しましたが、コロナ非常事態宣言・まん延防止宣言など続き、会の開催が困難となっています。

今、私たちが課題と考えていることを裏面でお知らせしています。市民の皆様とともに、明日の津山を創っていきたくて考え、行動していきます。

下記の「2. ①②」について、市長、議長に、臨時市議会の開催を請求しています。

1. 地方自治法第101条の規定により、臨時市議会開催を請求

1. 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
2. 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
3. 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
4. 前2項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
5. 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれ告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2. 臨時市議会に付議すべき事項

①津山市の再生エネルギー問題

- ・田邑財産区予算及び田邑財産区決算にかかわっての太陽光発電施設問題
- ・津山市加茂地域五輪原高原への風力発電建設にかかわって

②津山市一般会計当初予算及び補正予算にかかわって

- ・地域商社「曲辰(カネタツ)」に関わる課題

私たちのふるさと津山が今のままでよいのでしょうか？
津山市の今、未来に関心をもっていきましょう。



< “ふるさと津山を考える議員の会” >

秋久憲司、金田稔久、河村美典、河本英敏、近藤吉一郎、
中村聖二郎、政岡大介、美見みち子、村田隆男

連絡先：河本英敏

津山市議会 議会事務局

津山市山北520 TEL 0868-32-2140

いま、津山が動いている？

私たちの住む町 津山

いのちと暮らしを営む町 津山

いま 何が起きているのか？

「カネタツ」

地域商社“曲辰（カネタツ）”って？
資本は私たちの税5500万円と
信用金庫から500万円
先日 社長交代劇のニュースが！
扱うのは農産物と聞いているけど・・・
カネタツで何が起きているのか？

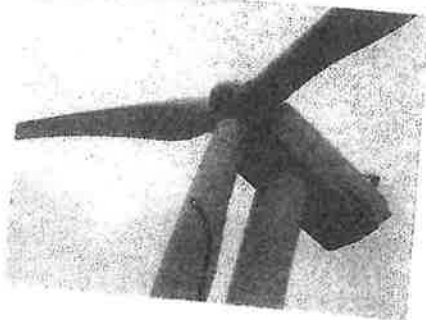


「財産区の太陽光発電」

財産区は田邑
太陽光発電の事業費は150億円！
8月に会社が倒産したニュースがあった
でも 調整池等の事業は進んでいる
名称が違う会社が進めている？
いったい何がどうなっているのか？

「五輪原の風車建設事業」

2008年に起案 変更していま？
市有地・民有地に16機建設！
なんと！ 来月10月に着工？！
CEF と関西電力が出資して
CEF 津山ウインドファームが実施
総事業費は約180億円！
再生可能エネルギーは歓迎だけど
地元説明、環境破壊等 大丈夫か？



私たちの町で起きていることに
関心をもとうよ
議会や政治の世界で起こることは
暮らしそのもの
遠くの他人ごとではない
私のあなたの暮らしと 繋がっている

< “ふるさと津山を考える議員の会” >

“ふるさと津山を考える議員の会” ニュース

(2021年10月29日発行)

< “ふるさと津山を考える議員の会” >

「市議会報告会」開催案内

日時 2021年**11月5日** (金)

午後6時30分～8時

場所 津山市総合福祉会館 (4階大ホール)

－9月からの経過－

(※ 以下の資料は、9月30日「申し入れ」等から転記)

“ふるさと津山を考える議員の会”は、9月30日、津山市長に対して

①津山市の再生可能エネルギー利用問題の課題。

その1、田邑財産区予算及び田邑財産区決算にかかわっての太陽光問題

その2、津山市加茂地域五輪原高原への風力発電建設にかかわって

② 地域商社「曲辰」の予算・決算、津山市の役割などの課題

の報告を求めて「地方自治法第101条に基づく臨時市議会」の申し入れを行いました。

谷口市長は、この申し入れを受けて、
10月15日(金)に
臨時市議会の招集を行うことを決定した。

“ふるさと津山を考える議員の会”は、
10月8日、津本辰己議長に「臨時会運営」
について「申し入れ」をした。

10月8日 申し入れの具体的内容

- 1、臨時会の日程を、最低でも、10月22日までの8日間とする。(中略) 最善の日程は11月5日までとする。
- 2、10月15日には、報告を求めている「3つの課題」についての市長報告のみとし(いわば議案の提出)をして休会に入り、「報告についての議会側の検討・研究期間」としての休会とし、3日～4日後に再開し質問戦に入る。
- 3、質問日数については、開催請求課題ごとに1日を設ける。最低でも、①田邑財産区予算及び田邑財産区決算にかかわっての太陽光問題については1日、②津山市加茂地域五輪原高原への風力発電建設にかかわってと地域商社「曲辰」の予算・決算及び津山市の役割などの課題について1日間として、質問日を少なくとも2日間取り、質問持ち時間は1人30分とする。

10月11日(月)、
「10月臨時会の
運営について」と
議題を設定して、
議会運営委員会が
招集されました。

ところが、
(次ページ ◆ に続く)

◆ 毎月15日は「市議会全員協議会」の定例会で10月15日も全員協議会が開催されます。市長の報告を受けての質疑もあり、日程的に15日の1日間の会期日程では時間不足になることは必至です。

臨時市議会を請求した私たちは、理事者側の説明責任、市議会としての質問権の行使の上から、(前ページ) 3のような議事日程で臨時会を運営するように要望しました。

私たちは「臨時会請求にあたり、〇〇にたいして議決してほしい」などは一切請求していません。

臨時市議会開催にあたって、議会事務局から、「津山市議会会議規則、第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。との規定により、地方自治法第98条第1項に基づいて田邑財産区予算及び決算にかかわっての太陽光問題での報告を求める。上記の決議を、別紙のとおり津山市議会会議規則第16条の規定により提出する。」等が必要といわれました。

あくまで
市長に「報告を求める」臨時市議会を請求していますから、
臨時市議会が開催されましたら、
日程の議決などの後、
市長から、「課題について報告」を行ってもらい、
報告に基づいて質疑をするというのが、
臨時会の内容であるべきと思っています。

かさねて、
あくまで「市長の報告を求める」ことの臨時市議会開催請求に応じて
「臨時市議会」を招集したものであることを強調しておきます。

(※ ここまで9月30日「申し入れ」等から転記)

10月15日臨時会開催。

市長から説明を求める決議3件について議員発議があり、
討論で、5議員が決議への賛成を述べたが、決議に反対の
討論はなかった。議長を除く採決で、
賛成9、反対18で否決となり、閉会した。

以上のような経過です。
「市長に報告を求める」という私たちの申し入れは、臨時会で、賛成9、
反対18で否決されました。反対討論もなかった！ 市民の皆さんの
税金を使い、皆さんに事業の説明が十分されないまま、150億、180億
円の事業が執行されていきます。「報告」なしのままでいいのでしょうか。
経過を報告し、市民の皆さんのご意見をお聞きする報告会を開きます。

< “ふるさと津山を考える議員の会” >

秋久憲司、金田稔久、河村美典、河本英敏、近藤吉一郎、
中村聖二郎、政岡大介、美見みち子、村田隆男

連絡先：河本英敏

津山市議会 議会事務局

津山市山北520 TEL 0868-32-2140